修正概要

入札説明書の修正概要

No.	頁	修正 前	頁	修正 後
1	10	（３）参加資格審査書類、第一次審査書類の受付 入札参加者は、参加資格審査書類及び第一次審査書類（「Ⅷ入札書類」を参照）を以下のとおり提出しなければならない。	10	（３）参加資格審査書類の受付 入札参加者は、参加資格審査書類（「Ⅷ入札書類」を参照）を以下のとおり提出しなければならない。

修正概要

要求水準書の修正概要

No.	頁	修正 前	頁	修正 後
1	43	ウ　給水、給湯設備 a.給食エリア内に供給する水が学校給食衛生管理基準に定める水質を保持するように適切に管理を行う。 b.受水槽を設ける場合は、学校の長期休業期間中に受水槽の水抜き及び清掃を実施する。　また、年１回以上、専門業者による清掃を実施する。 なお、定期点検は学校の長期休業ごとに１回ずつ年３回、水道法の基準項目について行う。 c.パイプ類は、錆の発生等が生じないよう、定期的に清掃する。	43	ウ　給水、給湯設備 a.給食エリア内に供給する水が学校給食衛生管理基準に定める水質を保持するように適切に管理を行う。 b.受水槽を設ける場合は、年１回以上、専門業者による清掃を実施する。なお、学校の長期休業期間中には、a,に定める水質を保持するように、受水槽の水抜き及び清掃を実施する等の適切な管理を行うこと。方法については事業者提案とする。また、長期休業期間中に１回ずつ年３回、水道法の基準について登録検査機関による検査を実施する。 c.パイプ類は、錆の発生等が生じないよう、定期的に清掃する。
2	55	③　配送業務 ウ　アレルギー対応食は主食、副食、デザート類を１セットにして、食器と合わせ配送する。なお、ランチジャーや保冷剤等の使用により、適正な温度で配送を行うとともに、生徒が受取りやすい形状で配送する。	55	③　配送業務 ウ　アレルギー対応食は副食、デザート類を１セットにして、食器と合わせ配送する。なお、ランチジャーや保冷剤等の使用により、適正な温度で配送を行うとともに、生徒が受取りやすい形状で配送する。

修正概要

様式集１の修正概要

No.	頁	修正 前	頁	修正 後
1		提出書類一覧表 提案書Ⅵ（計画図面等提案書） 「G-1 面積表」「G-2 仕上表（外部及び内部）」 用紙サイズ：A３		提出書類一覧表 提案書Ⅵ（計画図面等提案書） 「G-1 面積表」「G-2 仕上表（外部及び内部）」 用紙サイズ：A４
2		提出書類一覧表 提案書Ⅷ（提案価格等提案書） 「I-5 修繕・更新年次計画表」 枚数制限：１		提出書類一覧表 提案書Ⅷ（提案価格等提案書） 「I-5 修繕・更新年次計画表」 枚数制限：任意

修正概要

基本契約書（案）の修正概要

No.	頁	修正 前	頁	修正 後
1	8	第21条（解釈）第２項 【前略】 記載に齟齬がある場合には、基本契約、基本協定、実施方針等に関する質問に対する回答、実施方針、入札説明書、要求水準書、事業者提案 【中略】 の順にその解釈が優先する。	8	第21条（解釈）第２項 【前略】 記載に齟齬がある場合には、基本契約、基本協定、実施方針等（実施方針を除く）に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、実施方針に関する質問に対する回答、実施方針、事業者提案 【中略】 の順にその解釈が優先する。
2	14	第37条（談合等不正行為による解除）第３項 （２）第１項第５号に掲げる場合において、落札者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第198条の刑であるとき	14	第37条（談合等不正行為による解除）第３項 （２）第１項第４号に掲げる場合において、落札者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第198条の刑であるとき
3	14	第37条（談合等不正行為による解除）第４項 前項の場合は、運営事業者等は共同連帯して前項の賠償金を支払わなければならない。	14	第37条（談合等不正行為による解除）第４項 前項の場合は、運営事業者等は共同連帯して前項の賠償金を支払うことを要しないものとする。

修正概要

建設請負契約書（案）の修正概要

No.	頁	修正 前	頁	修正 後
1	3	（総則）第１条 ８　この契約、基本協定、実施方針等及び事業者提案の記載に齟齬がある場合には、この契約、基本協定、実施方針等に関する質問に対する回答、実施方針、入札説明書、要求水準書、事業者提案【中略】の順にその解釈が優先する。	3	（総則）第１条 ８　この契約、基本契約、基本協定、実施方針等及び事業者提案の記載に齟齬がある場合には、この契約、基本契約、基本協定、実施方針等（実施方針を除く）に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、実施方針に関する質問に対する回答、実施方針、事業者提案【中略】の順にその解釈が優先する。

修正概要

管理運営契約書（案）の修正概要

No.	頁	修正 前	頁	修正 後
1	3	第11条（解釈） ２　本契約、基本協定、実施方針等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書及び事業者提案の記載に齟齬がある場合には、本契約、基本協定、実施方針等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書及び事業者提案 【中略】の順にその解釈が優先する。	3	第11条（解釈） ２　本契約、基本契約、基本協定、実施方針等に関する質問に対する回答、実施方針、入札説明書、要求水準書及び事業者提案の記載に齟齬がある場合には、本契約、基本契約、基本協定、実施方針等（実施方針を除く）に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、実施方針に関する質問に対する回答、実施方針、事業者提案【中略】の順にその解釈が優先する。
2	10	第31条（異物混入・食中毒等）第６項 前項の場合で、第35条0第１項に定める【後略】	10	第31条（異物混入・食中毒等）第６項 前項の場合で、第35条第１項に定める【後略】
3	45	別紙７（５）減額ポイントの支払額への反映 サービス購入費の減額は、本契約別紙２．１（５）で算定したサービス購入費Ｂ（固定料金）及びサービス購入費Ｃ（変動料金。レベル５に該当する未提供給食数を反映した実際に提供された給食数による）それぞれに減額割合を乗じた額とする	45	別紙７（５）減額ポイントの支払額への反映 サービス購入費の減額は、本契約別紙６．１（３）で算定したサービス購入費Ｂ（固定料金）及びサービス購入費Ｃ（変動料金。レベル５に該当する未提供給食数を反映した実際に提供された給食数による）それぞれに減額割合を乗じた額とする